



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 令和3年度腐蛆病検査の今後の予定について
- 2 蜜蜂の農薬被害について

【添付書類】

- 1 水稻開花期における蜜蜂被害軽減対策について
- 2 蜜蜂トラブル防止について

◆◆ 令和3年度腐蛆病検査の今後の予定について ◆◆

令和3年3月12日付け群馬県告示第55号に基づく腐蛆病検査について、4月から随時検査を実施しています。これまでの検査結果は、下記の通りです。
また、今後検査を行う予定となっている方はご協力をお願いします。

1 検査日

群馬県養蜂協会員

- | | |
|----------|------------------|
| ・勢多前橋支部 | 18戸 186群 全て陰性 |
| ・北群馬渋川支部 | <u>9月22日実施予定</u> |
| ・佐波伊勢崎支部 | <u>9月～10月頃</u> |

協会員外

- | | |
|-------|----------------|
| ・検査済み | 12戸 191群 全て陰性 |
| ・未検査 | <u>9月～10月頃</u> |

2 手数料

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・腐蛆病検査手数料 | 1箱につき <u>50円</u> |
| ・腐蛆病検査証明書手数料 | 1蜂場につき <u>120円</u> |



※検査手数料について、群馬県収入証紙でのお支払いをお願いしております。
お手数おかけしますが、検査当日までに群馬県収入証紙の準備をお願いいたします。

◆◆ 蜜蜂の農薬被害について ◆◆

蜜蜂の農薬の関与が疑われる被害について農林水産省における調査の結果、被害の発生は水稲のカメムシ防除の時期に多いこと、巣箱の周辺で採取された蜜蜂は、殺虫剤を直接浴びた可能性が高いことが分かりました。

無人航空機による防除計画は、家保から事前に該当地域に蜂場がある方へ周知しています。蜜蜂へい死の被害があった場合には、早めに家畜保健衛生所までご連絡ください。

<被害軽減に有効な対策>

- ・農薬使用者と養蜂家間の情報共有
- ・巣箱の設置場所の工夫・退避
- ・巣門の閉鎖（併せて日陰に設置するなどの対応が必要）
- ・農薬の使用の工夫（粒剤を使用する、蜜蜂の活動の盛んな時間の使用を避ける等）

◆◆ 蜜蜂のトラブル防止について ◆◆

巣箱を設置する際には、周辺の環境を確認し、周囲の方の迷惑とならないようご配慮をお願いいたします。特に、住宅地や通学路等、人の行き来の多い場所ではトラブルが発生しやすいのでご注意ください。

<トラブル防止策>

- ・自分の土地以外に巣箱を置く場合は土地所有者の承諾を得ましょう。
- ・近隣に危害を与えないよう飼育場所の周辺環境に配慮しましょう。
- ・近隣の住民・蜜蜂飼育者との情報交換を行いましょう。
- ・分蜂は春先～夏に起こりやすいため、適切な蜂群管理を。

毎年飼育届けの提出をお願いいたします。

また、蜂群配置の適正化にご理解、ご協力をお願いいたします。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 養蜂業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。